# 東日本大震災に対処するための要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間の特例に関する省令 （平成二十三年厚生労働省令第六十六号）

#### 第一条（平成二十四年三月三十一日までの間に満了する有効期間に係る特例）

東日本大震災に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された市町村の区域（東京都の区域を除く。）内に住所を有する被保険者に係る要介護認定有効期間（介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号。以下「規則」という。）第三十八条第一項に規定する要介護認定有効期間をいう。以下同じ。）及び要支援認定有効期間（規則第五十二条第一項に規定する要支援認定有効期間をいう。以下同じ。）に係る次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

##### ２

前項の規定は、平成二十三年三月十一日から平成二十四年三月三十一日までの間に前項の規定の適用がないとしたならば満了する要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間について適用する。

#### 第二条（平成二十四年九月三十日までの間に満了する有効期間に係る特例）

東日本大震災に際し災害救助法が適用された市町村の区域（岩手県、宮城県及び福島県の区域に限る。）内に住所を有する被保険者に係る要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間に係る次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

##### ２

前項の規定は、平成二十四年四月一日から同年九月三十日までの間に前項の規定の適用がないとしたならば満了する要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間並びに前条の規定の適用を受けて平成二十四年三月三十一日に満了する要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間について適用する。

#### 第三条（平成二十五年三月三十一日までの間に満了する有効期間に係る特例）

東日本大震災に際し災害救助法が適用された市町村の区域（岩手県陸前高田市及び上閉伊郡大槌町、宮城県東松島市及び本吉郡南三陸町並びに福島県南相馬市、双葉郡広野町、同郡楢葉町、同郡富岡町、同郡川内村、同郡大熊町、同郡双葉町、同郡浪江町、同郡葛尾村及び相馬郡飯舘村の区域に限る。）内に住所を有する被保険者に係る要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間に係る次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

##### ２

前項の規定は、平成二十四年十月一日から平成二十五年三月三十一日までの間に前項の規定の適用がないとしたならば満了する要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間について適用する。

#### 第四条（平成二十五年九月三十日までの間に満了する有効期間に係る特例）

東日本大震災に際し災害救助法が適用された市町村の区域（岩手県上閉伊郡大槌町並びに福島県南相馬市、双葉郡楢葉町、同郡富岡町、同郡川内村、同郡大熊町、同郡双葉町、同郡浪江町、同郡葛尾村及び相馬郡飯舘村の区域に限る。）内に住所を有する被保険者に係る要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間に係る次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

##### ２

前項の規定は、平成二十五年四月一日から同年九月三十日までの間に前項の規定の適用がないとしたならば満了する要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間について適用する。

#### 第五条（平成二十六年三月三十一日までの間に満了する有効期間に係る特例）

東日本大震災に際し災害救助法が適用された市町村の区域（福島県南相馬市、双葉郡双葉町、同郡浪江町及び相馬郡飯舘村の区域に限る。）内に住所を有する被保険者に係る要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間に係る次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

##### ２

前項の規定は、平成二十五年十月一日から平成二十六年三月三十一日までの間に前項の規定の適用がないとしたならば満了する要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間について適用する。

#### 第六条（平成二十六年九月三十日までの間に満了する有効期間に係る特例）

東日本大震災に際し災害救助法が適用された市町村の区域（福島県双葉郡双葉町、同郡浪江町及び相馬郡飯舘村の区域に限る。）内に住所を有する被保険者に係る要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間に係る次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

##### ２

前項の規定は、平成二十六年四月一日から平成二十六年九月三十日までの間に前項の規定の適用がないとしたならば満了する要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間について適用する。

#### 第七条（平成二十七年三月三十一日までの間に満了する有効期間に係る特例）

東日本大震災に際し災害救助法が適用された市町村の区域（福島県双葉郡双葉町及び相馬郡飯舘村の区域に限る。）内に住所を有する被保険者に係る要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間に係る次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

##### ２

前項の規定は、平成二十六年十月一日から平成二十七年三月三十一日までの間に前項の規定の適用がないとしたならば満了する要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間について適用する。

#### 第八条（平成二十七年九月三十日までの間に満了する有効期間に係る特例）

東日本大震災に際し災害救助法が適用された市町村の区域（福島県双葉郡双葉町及び相馬郡飯舘村の区域に限る。）内に住所を有する被保険者に係る要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間に係る次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

##### ２

前項の規定は、平成二十七年四月一日から平成二十七年九月三十日までの間に前項の規定の適用がないとしたならば満了する要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間について適用する。

#### 第九条（平成二十八年三月三十一日までの間に満了する有効期間に係る特例）

東日本大震災に際し災害救助法が適用された福島県相馬郡飯舘村の区域内に住所を有する被保険者に係る要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間に係る次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

##### ２

前項の規定は、平成二十七年十月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に前項の規定の適用がないとしたならば満了する要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間について適用する。

# 附　則

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（平成二四年三月二九日厚生労働省令第四八号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（平成二四年九月二八日厚生労働省令第一三九号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（平成二五年三月二八日厚生労働省令第三六号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（平成二五年九月三〇日厚生労働省令第一一七号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（平成二六年三月二八日厚生労働省令第二六号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（平成二六年九月三〇日厚生労働省令第一一四号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（平成二七年三月二六日厚生労働省令第四八号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（平成二七年九月二八日厚生労働省令第一四五号）

この省令は、公布の日から施行する。